

大規模地震時の業務継続体制の整備について

西部厚生環境事務所・西部保健所

田中和則，竹廣順次，谷口昌信，土井正敬，
福間秀徳，津江秀樹，長谷川裕三，安永久人，
藤本準子，尾寄誠，万力悟，住川博紀

1 はじめに

本県では，過去，東南海・南海地震や安芸灘・伊予灘を震源とする地震が繰り返し発生しており，近年では，東南海や南海地震など大規模地震の発生確率が高まっている。

また，五日市断層や己斐断層など大規模な地震の震源となり得る活断層が確認されており，当所は五日市断層から近距離に位置するため，大規模地震が発生した場合，大きな被害を受けることが予想され，「大規模地震時の業務継続計画」では，五日市断層による地震（M7.0）が発生した場合，廿日市庁舎は第1庁舎，第2庁舎とも利用できない可能性があることが指摘されている。

このため，庁舎が被害を受けても非常時優先業務が行えるよう，平成24年度に「大規模地震時の業務継続マニュアル」を策定した。

このマニュアルをより実効性のあるものとするため，非常時優先業務を実施するために必要となる情報・データの抽出・避難等の事前準備を行い，体制整備に取り組むこととした。

これまで，県内の被害が最も大きくなると予想されていたのは，五日市断層による地震であった。

これが平成25年10月に南海トラフ巨大地震に変更され，また，南海トラフ巨大地震以外で広島県にとって被害の大きい地震は，安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（芸予地震）となった。

こうした中においても，五日市断層や己斐断層による地震の被害は相当規模に及ぶことが予想されているため，本調査研究は継続することとした。

2 課題

「大規模地震時の業務継続計画」によると，大規模地震が発生した場合，廿日市庁舎では，庁舎が利用できない可能性があるほか，停電，固定電話等の通信の不通，行政LAN情報を使ったシステム等が利用できない可能性があることが想定されている。

また，当所職員の参集予測については，「大規模地震時の業務継続マニュアル」において，1時間以内が6%，3時間以内が52%，1日以内が73%の参集率であり，必要な人員が確保できないことも想定される。

このため，非常時優先業務を円滑に行うためには，業務に最低限必要な情報・データのバックアップを取るとともに，業務未経験者でもその業務が円滑に行えるよう，業務ごとの分かりやすいマニュアル「非常時優先業務実施マニュアル」を作成する等の事前準備を行う必要がある。

3 調査研究の流れ

調査研究に当たり、次のような流れで検討・作業を進めた。

※ 本抄録の作成時点では、①から⑤まで完了。

	項 目	検討結果又は予定
①	非常時優先業務実施上の課題の共有	○前述「2 課題」が確認された。
②	所内説明会の開催	○調査研究が所全体で円滑に行われるように、「大規模地震時の業務継続計画」、「大規模地震時の業務継続マニュアル」等について説明会を開催、全職員へ周知した。
③	非常時優先業務の見直し	○検討過程において、非常時優先業務の再確認が必要ではないかとの疑義が生じたため、非常時優先業務を見直すこととした。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 非常時優先業務とは、「地域防災計画に基づく応急対策業務・災害復旧業務」及び、対応が遅れると県民の生命・身体・財産に重大な損失・影響を与える「最低限継続すべき通常業務」をいう。 </div> ○非常時優先業務の当所見直し案を作成して健康福祉総務課へ提出し、同課において各所の修正意見を踏まえて整理中
④	業務の実施に必要な情報・データの現状把握	○見直し案をベースに、特に早急な業務実施が必要となる開始目標時間が3日以内までの業務について、業務の実施に必要な情報・データを抽出し、当該情報・データの分量・保管場所等の現状確認を行った。 ○その結果、所全体では、紙文書はA4版に換算して1,500枚程度、電子データはDVD1枚程度の容量であることを把握した（一部未把握のものを除く）。《現在精査中》
⑤	バックアップデータの保管場所等の検討	○必要な情報・データのバックアップ方法（媒体）、バックアップデータの保管場所、更新方法を検討した。 ○その結果、次のとおり行うこととなった。 ・バックアップ方法（媒体） パソコンが使用不能となることも想定し、紙文書及びDVDの2媒体とした。 ・バックアップデータの保管場所 当所の「大規模地震時の業務継続マニュアル」に定める代替執務スペースに沿って、廿日市第1庁舎及び広島支所の2か所とした。 ※廿日市第1庁舎への保管については調整中。 ・バックアップデータの更新方法 廿日市第1庁舎保管分：厚生課職員が各課分を取りまとめて一括更新 広島支所保管分：厚生課職員が各課分を取りまとめて同支所へ赴き、一括更新

⑥	バックアップデータの更新頻度の検討	○バックアップデータの更新頻度について検討する予定。 (例) 月1回, 3か月に1回, 半年に1回
⑦	「非常時優先業務実施マニュアル」の作成	○業務未経験者でもその業務が円滑に行えるよう, 業務ごとに分かりやすいマニュアル「非常時優先業務実施マニュアル」を作成する予定。 ○そのマニュアルには, 添付可能なバックアップデータは添付する予定。
⑧	バックアップの実施	○バックアップデータを添付した「非常時優先業務実施マニュアル」を廿日市第1庁舎及び広島支所に保管する予定。
⑨	机上訓練の実施	○各課職員が, 他課の非常時優先業務を「非常時優先業務実施マニュアル」により行う机上訓練を実施する予定。 ○その結果を踏まえ, 必要に応じて「非常時優先業務実施マニュアル」, バックアップデータの修正等を行う予定。

4 今後の取組

- (1) 大規模地震がいつ発生しても非常時優先業務が円滑に行えるように, バックアップデータの内容を定期的に更新するとともに, 必要に応じて「非常時優先業務実施マニュアル」の見直し等を行う。
- (2) そのためには, バックアップデータ更新の総括担当職員(厚生課)の役割を明文化すること等により明確にし, バックアップデータを確実に更新する。
また, 年1回は机上訓練を実施することにより, 人事異動があっても円滑に非常時優先業務が行えるようにするとともに, その訓練結果を踏まえて「非常時優先業務実施マニュアル」がより分かりやすいものになるよう見直しを行う。

非常時優先業務実施マニュアル（様式）

		業務区分		優先順位
		応急業務・通常業務		
業務番号		課 係		
業務名				
具体的に実施する業務内容				
開始目標時間	3時間以内 ・ 1日以内 ・ 3日以内			
必要な情報・データ	番号	名 称		バックアップ媒体
	①			
	②			
	③			
	④			
業務概要				
到達レベル				

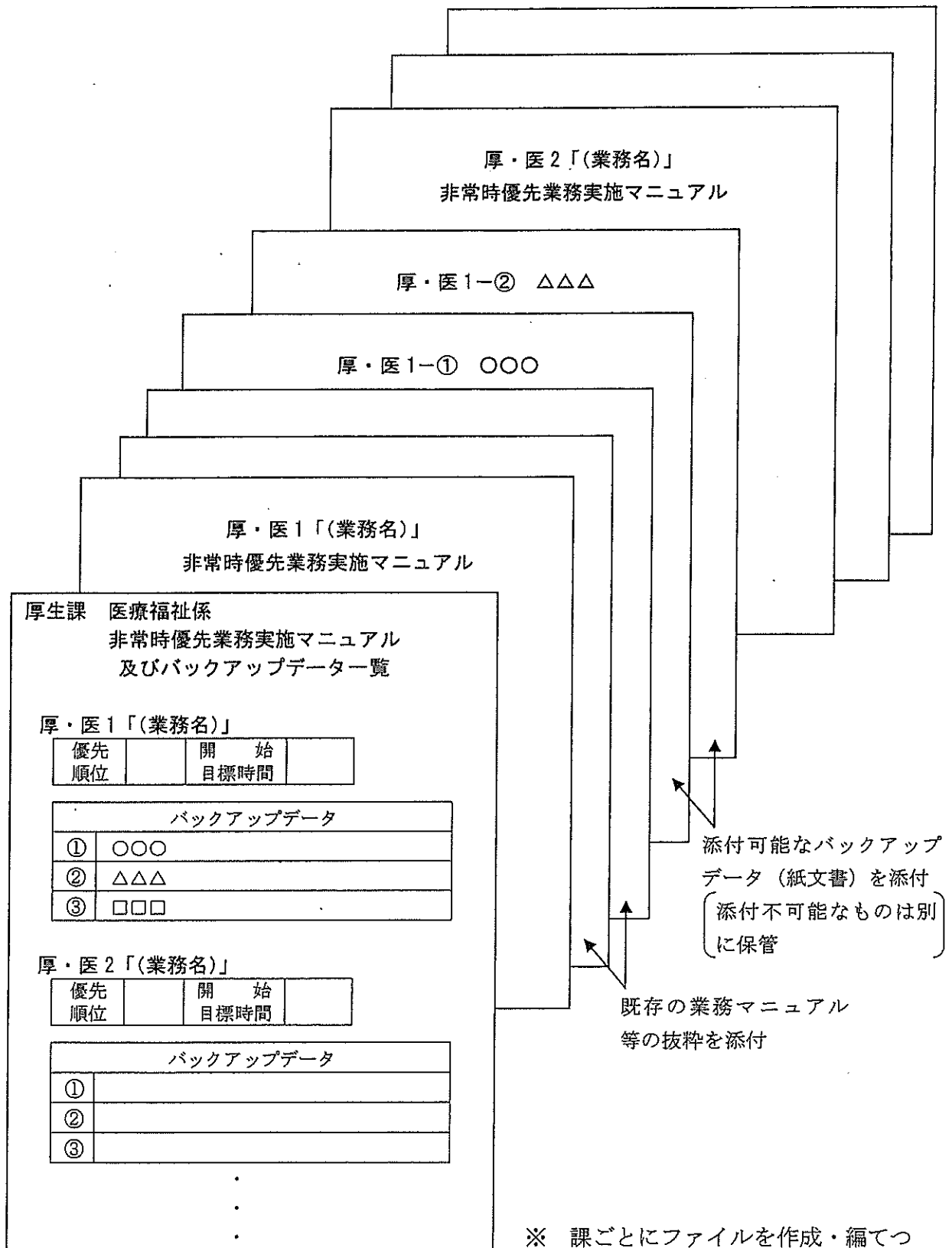
- (注) 1 「優先順位」欄は、課（係）としての優先順位を記入する。（同順位があってもよい。）
 2 「業務番号」欄は、例えば厚生課医療福祉係の場合は厚・医1，厚・医2，・・・と記入する。
 3 「必要な情報・データ」欄は、業務の実施に必要な最低限の情報・データについて記入する。「名称」欄の「番号」欄は①，②，・・・と記入し，行が不足する場合は適宜追加する。
 4 「バックアップ媒体」欄は、「紙」，「電子」又は「紙・電子」と記入する。
 5 「到達レベル」欄は，最低限求められる業務の実施レベル（到達内容）を記入する。

【問合せ先】（業務の実施方法等に関する問合せ先）

名 称	電話番号	防災無線	FAX 番号

※ 既存の業務マニュアル等について，本業務を実施する上で最低限必要となる部分を抜粋（必要により分かりやすい内容に修正）して添付する。
 バックアップデータについても，添付可能なものは添付し，添付不可能なものは別に保管する。

「非常時優先業務実施マニュアル」及びバックアップデータの保管イメージ



非常時優先業務【応急業務】一覧（開始目標時間が3日以内までのもの）《精査中》

課名	非常時優先業務 業務名	具体的に実施する業務内容	開始目標時間			業務の実施に必要な 情報・データの名称
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	
厚生課	災害救助法に基づく救助に関する こと	収容施設の供与、食品・生活必需品の給 与及び飲料水の供給、医療及び助産など 情報収集及び支援活動	○			救急医療ネットワーク、医療機能情報システム
厚生課・保健 課・生活衛生 課	関係施設等の被害情報の収集及 び支援に関すること					聞取書 介護保険全事業所リスト 災害状況調査票 病院・診療所台帳 広島県災害対策運営要領（断水） ル（平成22年1月策定）等マニユア ル（聞取様式等） 広島県の水道 広島県の水道の現況 水道施設関係機関連絡先名簿
		火葬場の被災状況と火葬能力情報 の把握		○		24年度火葬場データベース 関係機関連絡先名簿
	保健衛生及び食品衛生対策に関 すること	・保健衛生対策 ・不衛生な食品の流通・提供の防止に関 する指導		○		(なし)
	防疫に関すること	防疫対策		○		飲食店営業許可施設台帳
保健課	災害時の保健活動に関すること	保健活動		○		(なし) (なし)

環境管理課	環境汚染事故の 対策及び指導に 関すること	大気汚染事故、水質汚濁事故等の環境汚 染事故への緊急時対応に関すること	○			<p>H25_水質事故緊急連絡網 250415.xls (大竹市・甘日市市地区)</p> <p>H25【水質】緊急時連絡網 (通常) 250501.xls (県庁)</p> <p>2013_08_20_h_25_両水濁協緊急連絡表.xls (太田川, 小瀬 川 水質汚濁防止連絡協議会)</p> <p>有害物質使用特定施設事業場名簿 20120401【西部】.xls, 有害 物質使用特定施設管理台帳 20130322【西部】_H250514修正.xls</p> <p>事業場情報管理システム (大気汚染防止法, 水質汚濁防止法(瀬 戸法含む), ダイオキシン法対象事業所リスト)</p> <p>☆事故時に流出するおそれのある化学物質等に関する情報</p> <p>1 協定事業所 情報</p> <p>2 水濁法有害物質貯蔵施設 情報</p> <p>3 PRTR 情報</p> <p>ゼンリン住宅地図 甘日市市①, 甘日市市②, 大竹市 16313の化学商品(化学工業日報社)</p> <p>(なし)</p> <p>産業廃棄物処理施設台帳</p> <p>廃棄物監視指導調査に係る処理施設ファイル(様式 6-1 改訂版 (その1) H24 処理施設一覧 (焼却・PCB等) 西厚環.xls 他)</p> <p>産業廃棄物行政情報管理システム</p> <p>産業廃棄物行政情報管理システム</p> <p>産業廃棄物行政情報管理システム</p> <p>有害物質使用特定施設事業場名簿 20120401【西部】.xls, 有害 物質使用特定施設管理台帳 20130322【西部】_H250514修正.xls</p>
	災害時における 廃棄物の処理及 び環境衛生施設 (生活衛生班以 外)の復旧指導 並びに衛生維持 に関すること	アスベスト等有害物質の飛散・流出防止 に関すること(被害状況の把握, 周辺環 境への影響拡大防止)	○			
		廃棄物処理施設の被災状況等に関する情 報収集及び被災施設の周辺環境への影響 拡大防止	○			
		産業廃棄物処理業者及び排出事業者にお いて, 産業廃棄物の飛散流出がないかの 確認, 周辺環境への影響拡大防止	○			
		災害時に大量に発生することが予想され る廃棄物を処理することが可能な産業廃 棄物処理業者を確認及び処理可能な廃棄 物の量・種類等の把握	○			
		汚染土壌処理施設の被災状況等に関する 情報収集, 周辺環境への影響拡大防止	○			

課名	非常時優先業務 業務名	具体的に実施する 業務内容	開始目標時間			電気・水道・ガス復旧状況に応じた 実施可能業務の状況							その他の対応策	備考				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	電気	ガス	水道	×	×	×	×			×	×	○	○
試験検査課	危機事案(感染症)の検査に関すること 環境汚染事故の 対応に係る検査 に関すること	感染症に関する 検査 水質汚濁事故等 の環境汚染事故 への検査		○		×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	施設基準(安全キヤ ビネット)を満たす ことを前提とする。 試験検査器具等の 破損がないことを 前提とする。
						×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	保健環境センタ ー又は東部(福山 支所)で実施 保健環境センタ ー又は東部(福山 支所)で実施

非常時優先業務【通常業務】一覧（開始目標時間が3日以内までのもの）《精査中》

課名	非常時優先業務 業務名	具体的に実施する業務内容	開始目標時間			業務の実施に必要な 情報・データの名称
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	
共通	物品出納管理	災害対応に必要な物品の出納				(なし)
	公印管理	公印が必要な文書が施行できる体制の確保	○			(なし)
	庁用自動車管理事務	非常時優先業務に係るものなど緊急性のある 庁用自動車の確保	○			庁用自動車予約簿 (様式) 庁用自動車使用簿 (様式)
	文書收受・発送・保存整理	文書收受・発送が行える体制の確保		○		(なし)
	母子生活支援施設入所事務に関すること	保護者及び児童の母子生活支援施設における 保護		○		施設入所者調査表 (様式)
厚生課	母子寡婦福祉資金の貸付業務に関すること	・母子寡婦資金の貸付 ・資金の償還金支払猶予			○	母子寡婦福祉資金システム
	感染症の事案対応に関すること	・発生届の受理 ・疫学調査 ・諮問 (入院勧告・就業制限) ・検体採取 ・消毒, 保健指導		○		・発生届 (114 種類) ・感染症患者票 ・諮問・報告書 ・感染症検査依頼書 ・消毒通知書, 健康診断勧告書
	感染症発生動向調査に関すること	【結核】 ・発生届の受理 ・疫学調査 ・諮問 (入院勧告・就業制限) ○データ		○		・発生届 ・患者票 ・諮問・報告書
	感染症発生動向調査に関すること	・検体採取 ・システム入力			○	・感染症検査依頼書
	感染症診査協議会業務に関すること	諮問 (入院期間延長勧告)			○	・諮問・報告書

入院措置関係事務（精神）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報書（24条）の受理 ・措置診察 ・措置入院の決定 ・移送 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・通報書 ・診察指示書 ・診察通知書 ・診察結果通知書 ・入院措置通知書 ・入院通知書 ・搬送業務実施通知書
(小児) 特定疾患治療研究事業に関すること	申請書受理	○	<ul style="list-style-type: none"> (特定) ・様式集 ・受付簿 (H25 年度分) (小児) ・小特受給者名簿 (通年) ・申請様式
H I V検査, 相談業務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 (随時) ・採血 ・迅速検査の結果通知 	○	<ul style="list-style-type: none"> 受付簿 HIV 抗体検査申込書 HIV 抗体検査結果通知書 HIV 抗体検査結果通知書 HIV 抗体検査結果通知書 (控え) HIV 抗体検査結果通知書 HIV 抗体検査結果通知書 HIV 抗体検査結果通知書 (控え) HIV 抗体検査について (依頼) HIV 抗体検査について (報告) HIV 抗体検査送付書 (電子)
肝炎治療費助成事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の報告 申請書受理 	○	<ul style="list-style-type: none"> 報告様式 ・申請様式 ・受付簿 (H25 年度)
光化学スモッグ健康被害発生時緊急措置対応に関すること	健康被害の対応 (重症患者, 集団発生時の現地調査及び応急処置)	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度光化学スモッグによる健康被害発生時の保健活動及び連絡体制
不妊治療支援事業に関すること	申請書受理	○	<ul style="list-style-type: none"> ・受付簿 (☆☆台帳) ・申請書等

生活衛生課	麻薬取扱者等の許可、免許、届出 関係事務に関すること	麻薬免許手続き			○	麻薬事務便覧(申請様式等) 麻薬免許書(様式)
	献血の推進(血液の確保)に関する こと	血液(供血者)の確保について、薬 務課と連携し、各関係機関へ協力要 請		○		(なし)
環境管理課	災害救急用医薬品等の需給調査及 び安定供給に関する業務に関する こと	救急医薬品の需給情報の把握、薬務 課と連携し、関係団体への供給要請		○		広島県災害時医薬品等供給マニュアル(要請様式等)
	公共用水域健康項目超過時の追跡 調査等	公共用水域の水質等常時監視の健 康項目超過時の追跡調査業務		○		(なし)
	法律等(大気汚染防止法、水質汚 濁防止法、瀬戸法、廃棄物処理法、 生活環境保全条例等)に事務処理 等の期限が規定された事務に関す ること	廃棄物処理法に基づき廃棄物処理 施設に係る事故時の届出の受付の ほか、必要に応じて措置命令等 (一般廃棄物については、西部厚生 環境事務所広島支所のみ)		○		(なし)
	廃棄物排出事業者、処理業者の監 視・指導業務に関すること	産業廃棄物処理業許可申請の受付 産業廃棄物の適正処理の指導(災害 廃棄物の処理にあわせての適正処 理指導)		○		様式類
	公害苦情への対応業務に関するこ と(健康被害等を伴う苦情相談の 場合)	健康被害等を伴う苦情相談があっ た場合の調査・指導等の対応		○		不適正処理事案手引き様式集.pdf 聞取書等

課名	非常時優先業務 業務名	具体的に実施する 業務内容	開始目標時間			電気・水道・ガス復旧状況に応じた 実施可能業務の状況							その他の対応策	備考		
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	電気	ガス	水道	×	○	×	○			×	○
試験検査課	危機事業（食中毒）の検査に 関すること	食中毒に関する検 査		○		×	×	×	×	×	×	×	×	○	保健環境センタ ー又は東部（福 山支所）で実施	試験検査器具等の 破損がないことを 前提とする。
	その他の検査 （事業課の要請 による検査）に 関すること	環境衛生関係業務 （細菌検査） ＜飲料水＞		○		×	×	×	×	△	△	×	×	○	保健環境センタ ー又は東部（福 山支所）で実施	試験検査器具等の 破損がないことを 前提とする。
		環境衛生関係業務 （理化学検査） ＜一般項目、重金 属、農薬、VOC等＞		○		×	×	×	×	×	×	×	×	○	保健環境センタ ー又は東部（福 山支所）で実施	試験検査器具等の 破損がないことを 前提とする。
		食品衛生関係業務 （理化学検査）		○		×	×	×	×	×	×	×	○	保健環境センタ ー又は東部（福 山支所）で実施	試験検査器具等の 破損がないことを 前提とする。	